

# 信用保証料 補助申請のご案内

大和市では、大和市中企業融資制度と神奈川県中小企業制度融資の一部(下表参照)を利用して神奈川県信用保証協会に保証料を支払った方に対し、保証料の一部を補助する制度を設けています。

## 1 補助対象となる融資・補助内容

資金の種類		補助率・限度額等
① 中小企業事業資金	(1) 小規模企業事業資金	保証料に対し <b>50%以内</b> (限度額 <b>10 万円</b> 、100 円未満切捨)
	(2) 中小企業振興資金	
	(3) 小口零細企業資金 <b>※保証必須</b>	
	(4) 省エネルギー対策設備導入資金	
	(5) 高度技術導入特別資金	
② 中小企業緊急支援資金		健康企業の特例(国の健康経営優良法人認定制度の認定企業である場合): 同 <b>100%以内</b>
③ 起業支援資金 <b>※保証必須</b>		
④ 神奈川県中小企業制度融資の下記資金 ・売上・利益減少対策融資 ・小口零細企業保証資金 ・小規模事業資金 ・事業振興資金		

## 2 お手続き

下記の書類を信用保証料支払日から1年以内に産業活性課まで郵送または直接ご提出下さい。

### (1) 信用保証料補助金交付申請書

- ・太枠内のみ記入し、法人の場合は「**法人実印**」、個人の場合は「**本人の実印**」を押印。  
(訂正時は要訂正印。修正液や×印での訂正不可。捨印も押印して下さい。)

### (2) 「信用保証決定のお知らせ」または「信用保証書」の 写し

- ・信用保証協会発行の A4 版の書類です。

### (3) 請求書

- ・指定箇所のみ記入し、申請書と同じ印鑑を押印(日付と金額は記入しないで下さい。)  
(訂正時は要訂正印。修正液や×印での訂正不可。捨印も押印して下さい)

※ 申請書、請求書は市ホームページからも取得できます。 [大和市 保証料補助](#) [検索](#)

※ 記入に際して消えるボールペンは使用しないで下さい。

### (4) 健康経営優良法人認定証の 写し(認定企業の場合のみ)

### (5) ④の申請のみ、法人の場合「履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの)」、 個人事業主の場合「直近2期分の確定申告書及び青色申告書」の 写し

## 3 注意事項

- ・補助対象者は、大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる法人、大和市内に1年以上在住し、大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業主です。※起業支援資金の利用者は1年未満でも可。
- ・市税等に滞納がある場合、原則として補助制度を利用することはできません。
- ・提出日から概ね2ヶ月程度で、請求書記載の口座に振り込まれます。
- ・保証料補助金交付後に繰上償還に係る保証料返戻があった場合、補助金の一部返還等が必要になることがあります。

提出・問合せ先 大和市役所 産業活性課 〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1 TEL046-260-5135(直)